

福岡県公報

令和四年九月六日
第三百三十号
増刊 ①

目次

告 示 (第八百十九号―第八百二十四号)

○騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部を改正する告示 (環境保全課) ……………一

○騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部を改正する告示 (環境保全課) ……………一

○特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定の一部を改正する告示 (環境保全課) ……………一

○振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部を改正する告示 (環境保全課) ……………一

○振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部を改正する告示 (環境保全課) ……………二

○振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部を改正する告示 (環境保全課) ……………二

告 示

福岡県告示第八百十九号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十二号)の一部を次のように改正する。

令和四年九月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定地域に係る図面のうち、篠栗町に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び篠栗町役場に備え置

いて縦覧に供する。)

福岡県告示第八百二十号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号)の一部を次のように改正する。

令和四年九月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、篠栗町に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第八百二十一号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号)の一部を次のように改正する。

令和四年九月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、篠栗町に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第八百二十二号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号)の一部を次のように改正する。

令和四年九月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定地域に係る図面のうち、篠栗町に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第八百二十三号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正する。

令和四年九月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、篠栗町に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第八百二十四号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

令和四年九月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

別添図面のうち、篠栗町に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）